

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月10日
【届出者の氏名又は名称】	Solar Japan Holdings 合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区西麻布二丁目24番22－202号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング32階 レイサム アンド ワトキンス外国法共同事業法律事務所
【電話番号】	03-6212-7800
【事務連絡者氏名】	弁護士 小田 望未
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Solar Japan Holdings 合同会社 (東京都港区西麻布二丁目24番22－202号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、Solar Japan Holdings 合同会社を指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、スターバックス コーヒー ジャパン株式会社を指します。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注10) 本書の対象となる公開買付け（以下、「第二回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。）は、日本法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続き及び基準は米国における手続き及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法

（Securities Exchange Act of 1934）第13条（e）項又は第14条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続き及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。

(注11) 本公開買付けに関するすべての手続きは、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者及びその関連会社は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、日本及び米国の証券取引関連法制上許容される範囲で、本公開買付けの開始前又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に、自己又は顧客の勘定で、対象者の株式又は新株予約権を取得し又は取得に向けた行為を行う場合があります。かかる取得は、市場価格での市場取引の形態又は相対の交渉で決まる価格での市場外取引の形態をとる場合があります。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

スターバックス コーヒー ジャパン株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 平成17年6月24日開催の対象者定時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 公開買付けの概要

公開買付者は、エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル（以下、「エスシーアイ・ベンチャーズ」といいます。）が、対象者の普通株式及び本新株予約権を取得する目的で平成26年9月5日に設立した会社で、本書提出日現在、エスシーアイ・ベンチャーズが持分の全てを所有しております。エスシーアイ・ベンチャーズは、スターバックス・コーポレーションの完全子会社であるスターバックス・コーヒー・インターナショナル・インク（以下、「スターバックス・コーヒー・インターナショナル」といいます。）が持分の全てを所有する会社です。本書提出日現在、エスシーアイ・ベンチャーズは対象者の普通株式57,000,000株（株式所有割合（注）39.52%）を所有しており（当該所有に係る株式を、以下、「スターバックス所有株式」といいます。）、また、その子会社である公開買付者は、後述のとおり、対象者の普通株式57,000,000株（株式所有割合39.52%）を所有し、エスシーアイ・ベンチャーズと公開買付者の合計で対象者の普通株式114,000,000株（株式所有割合79.04%）を所有しているため、エスシーアイ・ベンチャーズは対象者の親会社です。

（注） 株式所有割合とは、対象者が平成26年11月10日に提出した第20期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数144,221,700株に占める割合（小数点以下第三位は四捨五入）をいいます。

対象者の普通株式57,000,000株（株式所有割合39.52%）を所有していた株式会社サザビーリーグ（以下、「サザビーリーグ」といいます。）は（当該所有に係る株式を、以下、「サザビーリーグ所有株式」といいます。）、サザビーリーグ所有株式をスターバックス・コーポレーションに売却し、対象者の事業から撤退する意向を表明しました。公開買付者は、後述のとおり、サザビーリーグ所有株式を取得することに加えて、スターバックス所有株式以外の全ての対象者の普通株式及び本新株予約権を一連の取引によって取得することを決定しました（以下、この一連の取引を「本取引」といいます。）。公開買付者は、本取引の第一段階として、サザビーリーグ所有株式を取得するため、平成26年9月26日から同年10月27日までを買付け等の期間（以下、「第一回公開買付期間」といいます。）、対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下、「第一回公開買付価格」といいます。）を965円とする公開買付け（以下、「第一回公開買付け」といい、第二回公開買付けと合わせて「本件両公開買付け」といいます。）を実施した結果、本書提出日現在において対象者の普通株式57,000,000株（株式所有割合39.52%）を所有するに至っております。

公開買付者は、本取引の第二段階として、公開買付者が所有する対象者の普通株式及びスターバックス所有株式を除く対象者の普通株式並びに本新株予約権の全てを対象とした第二回公開買付けを実施いたします。第二回公開買付けにおける対象者の普通株式の買付け等の価格（以下、「第二回公開買付価格」といいます。）は、第一回公開買付価格965円に比べて500円（51.8%）高い1,465円としております。なお、第二回公開買付価格の決定の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。本件両公開買付けは一体の取引であり、対象者の株主及び新株予約権者の皆様には、第一回公開買付けに続けて第二回公開買付けが実施されるとの前提のもと、いずれかの公開買付けに応募するか、いずれの公開買付けにも応募しないかをご判断いただくことになります。第二回公開買付けに下限を設定しますと第二回公開買付けが成立するかが不確実となりますため、対象者の株主及び新株予約権者の皆様のご判断を容易にする観点から、第二回公開買付けには下限を設定しておりません。

公開買付者が、本件両公開買付けで対象者の普通株式の全て（スターバックス所有株式を除きます。）を取得できなかったときは、公開買付者は対象者に対し、株主の皆様に対象者の普通株式と引き換えに現金を交付し、スターバックス・コーポレーションの完全子会社となる手続き（以下、「本完全子会社化手続き」といいます。）を実施することを要請する予定です。なお、本完全子会社化手続きの詳細は、下記「(6) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

対象者が平成26年9月24日に公表した「Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び平成26年11月7日に公表した「支配株主等であるSolar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付け（第二回）に関する意見表明のお知らせ」（以下、両プレスリリースを合わせて「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者取締役会は、平成26年9月24日、決議に参加した取締役の全員一致により、本取引の一環として行われる第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、対象者の普通株式を保有する株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねること、第一回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。さらに、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者は平成26年9月24日時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。また、平成26年11月7日、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けの開始にあたっての対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った背景及び公開買付け後の経営方針

スターバックス・コーポレーションは、スターバックス・コーヒー・インターナショナルの直接の完全親会社であり、公開買付者の最終の完全親会社です。スターバックス・コーポレーションは、世界63か国で事業を展開する世界有数のスペシャルティコーヒーの製造・販売業者です。同社は、昭和60年に設立され、米国ナスダック・グローバル・セレクト市場に株式を上場しています。スターバックス・コーポレーションは、高品質のコーヒーを調達・焙煎し、淹れたてのコーヒーや紅茶、その他の飲料及び様々な新鮮な食品と共に、自社で運営する店舗で販売しております。また、スターバックス・コーポレーションは、ライセンス店舗、食料品店、バー、クラブ、全米展開のフードサービス等のチャンネルを通じて、各種コーヒーや紅茶を販売し、商標をライセンスしています。同社のポートフォリオは、旗艦ブランドであるスターバックス・ブランドに加えて、Teavana、Tazo、Seattle's Best Coffee、Starbucks VIA、スターバックス リフレッシューズ、Evolution Fresh、La Boulange及びVerismoの各ブランド名において提供される商品とサービスにより構成されております。スターバックス・コーポレーションは、「スターバックス」を、世界で最も認知され尊敬されるブランドの一つとして維持していくことを目標としています。この目標を達成するために、同社は継続して店舗のグローバル展開を実施しております。さらに、スターバックス・コーポレーションは、従来の店舗モデルにおいて得た経験を活用して、様々な形態の新しいコーヒーや新商品を、新しい分野で、かつ広範なチャンネルを通じて、お客様に提供しております。スターバックス・コーポレーションが、コーヒーやスターバックス・コーポレーショングループ（スターバックス・コーポレーション及びその子会社からなる企業グループをいいます。以下同じです。）が事業を行う地域社会を通じてグローバルに社会的責任を果たすという戦略とコミットメント、及びスターバックス・コーポレーションが「従業員に選ばれる企業」になるための取組みも、スターバックス・コーポレーションの事業戦略の重要な要素となっております。

対象者は、スターバックス・コーヒー・インターナショナル及びサザビーリーグの合弁会社として平成7年10月に設立され、日本でスターバックス コーヒー ストアを展開しております。平成13年10月に大阪証券取引所ナスダック・ジャパン（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））市場に株式を上場しました。

対象者は、スターバックス・コーポレーショングループ（対象者を除きます。以下同じです。）から一連の契約（以下、「本ライセンス契約」といいます。）に基づく包括的なライセンスを受けて事業を行っています。具体的には、対象者は、スターバックス・コーヒー・インターナショナルより、日本国内におきましてスターバックス・コーヒー ストアを開発・運営する独占的権利を付与されており、スターバックス・コーヒー・インターナショナルの完全子会社であるエスピーアイ・ネバダ・インク（以下、「エスピーアイ」といいます。）よりスターバックス・コーヒー ストアにおける商標、意匠、マーク、技術及びノウハウの使用許諾を、また、スターバックス・コーポレーションよりコーヒー豆や他のスペシャルティ商品の供給を受けております。対象者の有価証券報告書で開示されているとおり、本ライセンス契約は平成33年3月31日に終了し、契約期間終了時の自動更新の定めはありません。

スターバックス・コーヒー ストアの重要なコンセプトは、「サードプレイス（お客様の職場と家庭との間にあって、いつでも安心してくつろげる第三の場所）」を提供することです。対象者は、このコンセプトのもと、美味しく香るコーヒーと共にくつろぎの時間を過ごす独自の文化を広め、今では日本全国で1,000を超える店舗を展開するに至っております。また、最近では、お客様の多様なライフスタイルに合わせた新しい商品やサービスを提供しております。パソコンやスマートフォンでスターバックスの家庭用コーヒー商品等をお買い求めいただける「Starbucks Online Store」の展開がその一例です。こういった市場開拓の努力によって、スターバックス・ブランドは、日本のお客様に広く浸透していきました。

他方で、対象者は、コーヒーショップチェーンから多様な販売チャネルを有する小売業者まで、様々な競合他社との競争にさらされています。対象者が、この厳しい競争に生き残り、成長を続けるには、革新的に事業を拡大していくことが必要となっています。

スターバックス・コーポレーション及びサザビーリーグは、度重なる協議を経て、平成26年7月下旬、対象者の継続的な成長と革新を達成するには、スターバックス・コーポレーションの単独の傘下で対象者を経営するという可能性を追求することが最善である、という考えで一致するに至りました。競争の厳しい日本のマーケットを勝ち抜き、事業を一層拡大するためには、お客様の多様なニーズに迅速に応え、お客様を魅了し続けていくことが重要な鍵となります。この目標を達成するには、スターバックス・コーポレーションと対象者が、個々に独立した公開企業であり続けるのではなく、完全に一体となって事業を展開することが非常に重要となります。

かかる考えのもと、スターバックス・コーポレーションは、対象者を完全子会社化する検討を進めました。スターバックス・コーポレーションは、対象者が同社の完全子会社にならない限り、本ライセンス契約を平成33年3月31日の期間満了をもって終了させ更新しないことを前提としています。本ライセンス契約においては、契約終了に伴い、スターバックス・コーヒー・インターナショナルが対象者の店舗の資産を公正な時価で取得することができ旨が定められており、これを行えば、単純な手法により独占的なライセンスを解消することが可能です。しかしながら、スターバックス・コーポレーションは、以下の理由により、二段階公開買付けのストラクチャーを提案することを決めました。

- ① 仮にスターバックス・コーヒー・インターナショナルが対象者の店舗の資産を取得する場合、対象者の全ての株主が持株比率に応じて1株当たり同額の対価を受け取ることとなります。これに対して、スターバックス・コーポレーションが提案する本取引によれば、サザビーリーグ以外の株主の皆様が受け取る1株当たりの対価が、サザビーリーグが受け取る1株当たりの対価より相当高い金額となります。なお、最終的に決まったサザビーリーグ以外の株主の皆様が受け取る1株当たりの対価（第二回公開買付価格）は、サザビーリーグが受け取る1株当たりの対価（第一回公開買付価格）より500円（51.8%）高い価格となっております。
- ② 仮にスターバックス・コーヒー・インターナショナルが対象者の店舗の資産を取得する場合、対象者の譲渡益に課税されるため、最終的に対象者株主の皆様が受け取る対価が減ってしまうことになります。

スターバックス・コーポレーションは、平成26年8月上旬に、対象者の代表取締役最高経営責任者である関根純氏に対して、対象者を完全子会社とする可能性について非公式な打診を行った後、平成26年8月15日、同氏に対して、二段階公開買付けを用いて対象者を完全子会社とする提案を正式に行いました。この提案を受けて、両社は、それぞれの財務アドバイザー及び法務アドバイザーを交えて、複数回にわたり交渉を行いました。具体的には、平成26年8月中旬から下旬にかけて、スターバックス・コーポレーションが対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、またこれと並行して本取引の意義・目的、及び本取引後の経営方針に関する協議を行いました。また平成26年9月上旬より、第二回公開買付価格の考え方について、スターバックス・コーポレーションの財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券株式会社（以下、「ゴールドマン・サックス」といいます。）より説明を受けたうえで第二回公開買付価格に関する交渉を開始し、また並行して本取引の諸条件に関する協議及び交渉を開

始しました。平成26年9月中旬には、スターバックス・コーポレーションの担当者が来日し、対象者と直接の交渉を行いました。

なお、スターバックス・コーポレーションは、財務アドバイザーとしてゴールドマン・サックス、法務アドバイザーとしてレイサム アンド ワトキンス外国法共同事業法律事務所（以下、「レイサムアンドワトキンス」といいます。）を起用しており、対象者は、財務アドバイザーとして株式会社KPMG FAS（以下、「KPMG FAS」といいます。）、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所（以下、「NO&T」といいます。）を起用しております。また、対象者取締役会は、平成26年8月26日、第三者委員会を設置いたしました。なお、第三者委員会の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」「算定の経緯」をご参照ください。

スターバックス・コーポレーションは、下記「(3) 本件両公開買付けに係る重要な合意等」で述べる対象者の監査役吉村秀實氏の辞任を除き、対象者が完全子会社となった後も、基本的に現経営陣及び従業員に対象者の事業運営にあたっていたことを考えております。

(3) 本件両公開買付けに係る重要な合意等

公開買付者、スターバックス・コーポレーション、サザビーリーグ及び対象者は、平成26年9月24日付けで公開買付けに関する契約（以下、「本公開買付契約」といいます。）を締結しました。本公開買付契約に基づき、①サザビーリーグは第一回公開買付けにサザビーリーグ所有株式の全てを応募し、②第一回公開買付けの決済の開始日である平成26年10月31日をもって、サザビーリーグ出身者の角田雄二氏及び森正督氏は対象者の取締役から、サザビーリーグ顧問の榎本幸雄氏は対象者の監査役から、それぞれ辞任しました。サザビーリーグは、本公開買付契約において、第一回公開買付けの決済の開始日後に最初に開催される株主総会終結のときをもって、サザビーリーグ出身の吉村秀實氏が対象者の監査役から辞任することに合意しています。また、対象者は、本公開買付契約において、第二回公開買付けの決済の開始日までの間、公開買付者の同意を得ることなく対象者の通常業務の範囲を超える重要な行為（法令等の定めに基づくものを除きます。）を行わない旨を合意しています。

(4) 第二回公開買付価格の決定

第二回公開買付価格の決定の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」をご参照ください。

(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置

(i) 対象者は、第一回公開買付けの開始時点において、スターバックス・コーポレーションの関連会社であり、かつ、取締役5名のうち2名及び監査役4名のうち1名がスターバックス・コーポレーションの役職員を兼務していたこと、(ii) 対象者は、第一回公開買付けの開始時点において、サザビーリーグの関連会社であり、かつ、対象者の取締役5名のうち2名及び監査役4名のうち1名がサザビーリーグ出身者であり、また、他の監査役1名はサザビーリーグの顧問であったこと、さらに、(iii) 本書提出日現在、対象者はスターバックス・コーポレーションの子会社であることに照らし、対象者は、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置（第二回公開買付価格の公正性を担保するための措置を含みます。）及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じているとのことです。

- ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手
- ③ 対象者における法律事務所からの助言
- ④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（全1名）の承認及び監査役全員（全1名）の同意
- ⑤ 比較的長期の買付け等の期間及び他の買付者からの買付機会の確保

これらの詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」「算定の経緯」をご参照ください。

(6) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の発行済株式（スターバックス所有株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者をスターバックス・コーポレーションの完全子会社とすることを目的としています。本件両公開買付けによって、スターバックス所有株式を除く対象者の普通株式の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、対象者に、後述する本完全子会社化手続きの実施を要請する予定であります。

第二回公開買付けが成立した後、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全部の取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付することに係る議案を、平成27年2月開催予定の対象者の臨時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に上程すること、並びに上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会と同日に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズは、本株主総会及び本種類株主総会の時点ではこれらの決議を可決するために必要な数の株式を所有しており、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付されたうえで、全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別の種類株式を対象者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当該別の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は未定ですが、対象者は、対象者の株主が公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズのみとなるよう、第一回公開買付け又は第二回公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付する対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。かかる買取請求又は価格決定の申立てがあった場合、当該1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記(i)の方法については、上記③の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

上記各手続きは、関係法令についての当局の解釈、並びに第二回公開買付け後の対象者の普通株式及び本新株予約権の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法を用いたり、実施時期が変更される可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズを除く対象者の株主の皆様には、最終的に、金銭のみを交付する方法が採用される予定であり、当該金銭の額についても、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。本完全子会社化手続きの具体的な手続き及び実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者より速やかに公表する予定です。

なお、本件両公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、本件両公開買付けへの応募若しくは本完全子会社化手続きの実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は完全子会社化手続きの実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

公開買付者は、本完全子会社化手続きが完了した後、対象者との間で、対象者が存続会社となる合併を予定しております。この合併の具体的な手続き及び実施時期等は、未定です。

なお、本件両公開買付けにより取得できなかった本新株予約権の取扱いについても、未定です。

(7) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）（以下、「ジャスダック」といいます。）に上場されております。公開買付者は第二回公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、第二回公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、ジャスダックの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。第二回公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(6) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり対象者が本完全子会社化手続きを実施した場合は、対象者の普通株式はジャスダックの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年11月10日（月曜日）から平成26年12月22日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	平成26年11月10日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金1,465円
新株予約権証券	本新株予約権1個につき、金115,850円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(1) 普通株式 スターバックス・コーポレーションは、同社が、スターバックス・コーヒー・インターナショナル及びエスシーアイ・ベンチャーズを通して、全ての議決権を保有する公開買付者を通して、第二回公開買付け及び本完全子会社化手続きを実施し、スターバックス・コーポレーションは本完全子会社化手続き後に対象者の議決権の全てを保有することとなります。そのため、スターバックス・コーポレーションは、第二回公開買付価格を決定するにあたり、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、対象者、サザビリーグ及び公開買付者から独立した財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに、対象者の株式価値の財務分析を依頼し、ゴールドマン・サックスが作成した平成26年9月23日付けの株式価値算定書（以下、「G S算定書」といいます。）をゴールドマン・サックスより受領しております。なお、本新株予約権の買付け等の価格はG S算定書の対象には含まれておりません。 第二回公開買付価格である対象者の普通株式1株当たり金1,465円は、G S算定書に記載されたゴールドマン・サックスが平成26年9月22日時点で行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、平成26年9月22日時点での対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による第二回公開買付けへの賛同の可否、及び第二回公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、スターバックス・コーポレーション及び対象者との協議や交渉を踏まえたうえ、決定されたものです。 スターバックス・コーポレーションは、まず、対象者の経営陣がスターバックス・コーポレーションに提示した情報に基づき、対象者に関する平成26年7月から平成43年9月にかかる事業計画及び財務予測（以下、「本件財務予測」といいます。）（ゴールドマン・サックスの使用についてスターバックス・コーポレーションの了承を得ています。）を作成するとともに、第二回公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。 ゴールドマン・サックスは、上記のG S算定書を作成するにあたり、対象者の普通株式に対して、市場株価平均法、類似会社比較法、及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）による分析を含む、財務分析を行いました。類似会社比較法、及びDCF法は、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測、及び公開情報に基づいております。G S算定書は、スターバックス・コーポレーション取締役会が第二回公開買付価格を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のために作成されました。ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーション又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについても推奨しておりません。 なお、ゴールドマン・サックスは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。 平成26年9月23日にゴールドマン・サックスによってスターバックス・コーポレーション取締役会に対して提示された財務分析及びG S算定書には、以下の対象者の普通株式の1株当たりの価値の財務分析レンジが示されました。

1. 市場株価平均法：1,171円～1,399円

公開情報に基づき行われた市場株価平均法では、平成26年9月22日を基準日（以下、「G S 基準日」といいます。）として、対象者の普通株式のG S 基準日終値（1,399円）、直近1ヶ月間の終値平均値（1,313円、小数点以下切捨て、以下、終値平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値平均値（1,227円）及び直近6ヶ月間の終値平均値（1,171円）に基づいております。

2. 類似会社比較法：930円～1,666円

類似会社比較法では、ゴールドマン・サックスは、平成26年9月22日をGS基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の平成26年度の予測PER倍率（以下、「PER倍率」といいます。）を検討いたしました。ゴールドマン・サックスは、この検討に基づき、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測にPER倍率のレンジを適用して株式価値を算出しております。

3. DCF法：856円～1,126円

DCF法では、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測に基づき分析しております。対象者がGS基準日以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割り引いて株式価値を算出しております。DCF法に関連するターミナルバリューを算出するにあたり、スターバックス・コーポレーションの指示の下、ゴールドマン・サックスは、本ライセンス契約に基づき、本ライセンス契約満了時点においてスターバックス・コーポレーションが対象者の資産を公正な市場価格にて取得する権利を行使することを前提としております。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びG S算定書は必然的に、平成26年9月22日時点における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析及びG S算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。

そのうえで、公開買付者及びスターバックス・コーポレーションは、ゴールドマン・サックスが平成26年9月22日時点で行った対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、平成26年9月22日時点での対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による第二回公開買付けへの賛同の可否、及び第二回公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、スターバックス・コーポレーション及び対象者との協議や交渉を踏まえたうえ、平成26年9月24日、第二回公開買付価格を普通株式1株当たり金1,465円とすることに決定し、平成26年9月24日付けプレスリリースにおいてその旨公表いたしました。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びG S算定書の前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項については、下記欄外の（注）をご参照ください。なお、ゴールドマン・サックスはスターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、対象者、サザビリーリーグ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、第二回公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、公開買付者は、本公開買付契約に基づき本新株予約権に係る公開買付けを行います。また、公開買付者の買付け等の価格はゴールドマン・サックスが行った対象者の株式価値の財務分析及びG S算定書の対象には含まれておりません。

	第二回公開買付価格である1株当たり1,465円は、公開買付者による第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成26年9月22日（以下、「本基準日」といいます。）のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,399円に対して4.7%（小数点以下第二位を四捨五入、以下、プレミアム率及びディスカウント率の数値において同じです。）、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値1,313円に対して11.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値1,227円に対して19.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となります。また、第二回公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成26年11月7日のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,461円に対して0.27%のプレミアムを加えた金額となります。 なお、第二回公開買付けに先立ち実施いたしました第一回公開買付けの第一回公開買付価格については、スターバックス・コーポレーションがサザビーリーグとの間で独立当事者間の交渉を行い、サザビーリーグは、その所有する対象者の普通株式57,000,000株を1株965円で売却することに合意しました。そこで、公開買付者は第一回公開買付価格を1株当たり965円といたしました。なお、第一回公開買付価格である1株当たり965円は、本基準日のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,399円に対して31.0%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値1,313円に対して26.5%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値1,227円に対して21.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値1,171円に対して17.6%のディスカウントをそれぞれ行った金額です。 また、第二回公開買付価格は、第一回公開買付価格965円に比べて500円（51.8%）高い1,465円となります。 (2) 本新株予約権 本新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額（306.50円）は第二回公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け等の価格を、第二回公開買付価格である1,465円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である115,850円と決定いたしました。 本新株予約権は、対象者の従業員に発行されたものです。本新株予約権は、平成25年10月1日付けの1株を100株とする株式分割により、100株単位で行使されます。本新株予約権の譲渡は禁止されているため、本新株予約権を譲渡するには、譲渡可能となるよう新株予約権割当契約書を変更することについて、対象者から承認を得る必要があります。本新株予約権を譲渡可能とする旨契約書を変更した場合には、本新株予約権の税務上の取扱いが変更されます。対象者は、新株予約権者が第二回公開買付けに応募するために新株予約権割当契約書の変更を要請する場合には、当該変更を承認する予定とのことです。 なお、第二回公開買付けに先立ち実施いたしました第一回公開買付けの本新株予約権に係る買付け等の価格は、第一回公開買付価格である965円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である65,850円といたしました。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 公開買付者及びスターバックス・コーポレーションによる第二回公開買付価格の決定に際して、スターバックス・コーポレーションは、ゴールドマン・サックスに対して、財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、レイサムアンドワトキンスを法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ております。これらの助言を踏まえて、スターバックス・コーポレーションは、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。 スターバックス・コーポレーションは、まず、対象者の経営陣がスターバックス・コーポレーションに提示した情報に基づき、対象者に関する平成26年7月から平成43年9月にかかる事業計画及び本件財務予測（ゴールドマン・サックスの使用についてスターバックス・コーポレーションの了承を得ています。）を作成するとともに、第二回公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

① 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

スターバックス・コーポレーションは、同社が、スターバックス・コーヒー・インターナショナル及びエスシーアイ・ベンチャーズを通して、全ての議決権を保有する公開買付者を通して、第二回公開買付け及び本完全子会社化手続きを実施し、スターバックス・コーポレーションは本完全子会社化手続き後に対象者の議決権の全てを保有することとなります。そのため、スターバックス・コーポレーションは、第二回公開買付価格を決定するにあたり、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、対象者、サザビーリーグ及び公開買付者から独立した財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに、対象者の株式価値の財務分析を依頼し、ゴールドマン・サックスが作成した平成26年9月23日付けのG S算定書をゴールドマン・サックスより受領しております。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びG S算定書の前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項については、下記欄外の（注）をご参照ください。なお、本新株予約権の買付け等の価格はG S算定書の対象には含まれておりません。

② 当該意見の概要

1. 市場株価平均法：1,171円～1,399円
2. 類似会社比較法：930円～1,666円
3. DCF法：856円～1,126円

③ 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

第二回公開買付価格である対象者の普通株式1株当たり金1,465円は、G S算定書に記載されたゴールドマン・サックスが平成26年9月22日時点で行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、平成26年9月22日時点での対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による第二回公開買付けへの賛同の可否、及び第二回公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、スターバックス・コーポレーション及び対象者との協議や交渉を踏まえたうえ、決定されたものです。

（買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置）

（i）対象者は、第一回公開買付けの開始時点において、スターバックス・コーポレーションの関連会社であり、かつ、取締役5名のうち2名及び監査役4名のうち1名がスターバックス・コーポレーションの役職員を兼務していたこと、（ii）対象者は、第一回公開買付けの開始時点において、サザビーリーグの関連会社であり、かつ、対象者の取締役5名のうち2名及び監査役4名のうち1名がサザビーリーグ出身者であり、また、他の監査役1名はサザビーリーグの顧問であったこと、さらに、（iii）本書提出日現在、対象者はスターバックス・コーポレーションの子会社であることに照らし、対象者は、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置（第二回公開買付価格の公正性を担保するための措置を含みます。）及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じているとのことです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによりますと、対象者取締役会は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、対象者及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した第三者算定機関であるKPMG FASに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成26年9月24日付けで対象者の普通株式価値に関する株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を取得したとのことです。KPMG FASは、公開買付者又は対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、KPMG FASから第二回公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

KPMG FASは、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者から事業の現状、将来の事業計画、及び本ライセンス契約等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、さらに対象者へのマネジメント・インタビューを実施したうえで、対象者の株式価値を分析しているとのことです。KPMG FASは、株式価値の評価手法としてDCF法及び市場株価平均法を採用しており、当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の評価範囲は以下のとおりとのことです。

DCF法 : 852円～1,086円
市場株価平均法 : 1,171円～1,399円

DCF法では、対象者が本ライセンス契約の終了期限である平成33年3月31日まで事業を継続し、その後対象者の店舗資産をスターバックス・コーヒー・インターナショナルに売却する前提に基づいて、株式価値の分析を行っているとのことです。これは、上記「3 買付け等の目的」「(2) 公開買付けの実施を決定するに至った背景及び公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、スターバックス・コーポレーションは、対象者が同社の完全子会社にならない限り、本ライセンス契約を平成33年3月31日の期間満了をもって終了させ更新しないことを前提としていること、並びに本ライセンス契約終了後に対象者がスターバックス・コーヒー・インターナショナルに対して負う競業避止義務等の状況を踏まえたものとのことです。

平成33年3月31日までの財務予測（以下、「本財務予測」といいます。）については、以下の前提に基づいているとのことです。すなわち当初3ヵ年間については、対象者が作成した平成27年3月期から平成29年3月期までの事業計画を使用し、残りの期間については、対象者の置いた前提（既存店舗の対前年比売上高成長率0.0%～2.0%等）に基づく損益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを計算しているとのことです。また、本財務予測期間以降の価値については、本ライセンス契約に規定されているスターバックス・コーヒー・インターナショナルの対象者店舗資産の買取権に係る条項に従って算定される価格として1,310億円～1,746億円（税引前、時間価値考慮前）を算定し、当該価格でスターバックス・コーヒー・インターナショナルに対して対象者店舗資産を売却する前提で、上記DCF法に基づく分析を行っているとのことです。

本財務予測の内容（平成30年3月期以降の既存店舗の対前年比売上高成長率を1.0%としたもの）は以下のとおりです。本財務予測期間においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。なお、本財務予測は本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮していないとのことです。

（単位：百万円）

	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期	平成32年 3月期	平成33年 3月期
売上高	137,700	143,854	153,708	164,745	175,893	187,151	198,523
営業利益	13,050	12,050	13,050	14,306	15,948	17,487	19,464
EBITDA	17,872	17,472	19,172	20,788	22,700	24,442	26,570
フリー・ キャッシュ・ フロー	5,452	5,588	5,564	6,788	8,148	9,473	10,919

なお、割引率については、対象者が属する日本の資本市場の状況や、上場類似会社の市場データ等を考慮して算定された4.8%～5.8%を採用しているとのことです。この結果、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を852円～1,086円と算定しているとのことです。

市場株価平均法では、平成26年9月22日を基準日として、ジャスダックにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,313円（小数点以下切捨て、以下、単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,227円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,171円、及び基準日の終値1,399円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を1,171円～1,399円と算定しているとのことです。

なお、対象者は平成26年9月11日に、ジャスダックの適時開示基準に従い、業績予想の修正を開示しておりますが、当該業績予想の修正は本取引に関連して、又は本取引を意図して行われたものではありません。KPMG FASがDCF法における算定の基礎とした平成27年3月期の事業計画は、当該業績修正後の財務予測が使用されており、市場株価平均法においても、平成26年9月11日以降の対象者の普通株式の市場株価についてもその算定の対象に含まれているとのことです。

対象者取締役会は、第一回公開買付けの開始後、平成26年11月7日時点までの状況を考慮しましたが、対象者算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、対象者算定書は引き続き有効であると考えているとのことです。

② 対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、会社法第370条の規定に基づいて成立したものとみなされる平成26年8月26日付け対象者の取締役会決議により、本件両公開買付けに関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、(i)第一回公開買付け及び第二回公開買付けを実施することに関して、対象者取締役会がそれぞれ行う意見表明の決議（以下、「本意見表明決議」といいます。）を行う場合にそれらの参考意見を徴する目的で第三者委員会を設置すること、(ii)第三者委員会は、対象者の業務執行を行う経営陣から独立している対象者社外役員（社外役員であった者を含む。）、弁護士、公認会計士、学識経験者、会社役員経験者等の有識者3名以上により構成されること等、及び(iii)対象者取締役会は第三者委員会から得られる答申を最大限尊重しなければならないこととしたうえで、第三者委員会に対して、本件両公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続き、第一回公開買付け及び第二回公開買付けそれぞれにおける買付け等の価格その他本取引において交付されることが予定されている対価の公正性、本件両公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等から、対象者取締役会が本意見表明決議を行うことが対象者の一般株主（対象者の親会社となるエスシーアイ・ベンチャーズ及びその子会社である公開買付者その他有価証券上場規程施行規則第436条の3に定める者以外の対象者株主（但し、サザビーリーグを除きます。）をいいます。以下、同じです。）にとって不利益でないか否かについて答申すること（以下、「本件委嘱事項」といいます。）を諮問することを決定したとのことです。かかる決議に基づき、対象者は、対象者及び公開買付者から独立性の高い、石川順道氏（対象者社外監査役、独立役員）、露木正人氏（露木・山本税理士事務所、露木公認会計士事務所 公認会計士、税理士）及び松本久幸氏（株式会社Stand By C代表取締役パートナー 公認会計士）を第三者委員会の委員として選任したとのことです。なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

第三者委員会は、平成26年8月28日より平成26年9月22日までの間に合計5回開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討を行ったとのことです。第三者委員会における協議及び検討に際しては、①対象者から、対象者の事業計画、スターバックス・コーポレーショングループの提案内容及び本取引の対象者企業価値に与える影響等についての説明がなされたうえでそれらに関し質疑応答が実施され、②KPMG FASから、株式価値算定の結果についての説明がなされたうえで当該説明及び質疑応答が実施され、③NO&Tから、本取引に関する対象者の意思決定過程その他の事項についての説明がなされたうえで質疑応答が実施され、④そのほか、対象者及び対象者のアドバイザーと接触することにより得た情報及び資料並びに一般に入手可能な公表情報及び公表資料等により、本取引に関する情報収集等が行われたとのことです。

かかる協議及び検討の結果、第三者委員会は、委員全員一致の決議により、対象者取締役会に対して、本件両公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続き、第一回公開買付け及び第二回公開買付けそれぞれにおける買付け等の価格その他本取引において交付されることが予定されている対価の公正性、本件両公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等から、対象者取締役会が、第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けの買付けの妥当性については意見を留保し、対象者の普通株式を保有する株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねること、第一回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねること、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することは、平成26年9月24日時点の状況に基づく判断として、対象者の一般株主にとって不利益ではないと考える旨の答申を平成26年9月24日付けで行い、同日付けでその旨の答申書を提出したとのことです。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- (i) 本取引の目的（本取引に賛同する理由）として対象者から説明された、①本ライセンス契約を更新させ対象者が現在営む事業を安定的に継続し、対象者の企業価値及び従業員の雇用を将来に亘り維持していくという観点から、本取引は対象者にとって必要かつ有益なものであり、②本取引により、スターバックス・コーポレーションと完全に一体化し、迅速な意思決定のもと統一的な事業戦略を推進することにより、お客様の多様なニーズや市場の変化に素早く対応しお客様を魅了し続け、厳しい競争に勝ち抜いていくことが可能となり、③本取引は、スターバックス・コーポレーショングループにとって日本が重要なマーケットであり対象者の更なる成長の可能性に対する投資であることを意味しており、その支援のもと短期的な業績や株価にとらわれず中長期的な事業の拡大、成長を追求できることにより対象者の企業価値の向上につながると考えられ、④上場に伴って継続的に生じる上場維持コストを削減し、また、管理コストを減少させることができるという内容、並びに本取引の目的に関して第三者委員会からスターバックス・コーポレーショングループになされた質問に対する回答の内容に、特段不合理な点は認められず、本件両公開買付けを含む本取引の目的は一定の合理性をもつと考えられること。
- (ii) 本取引の交渉過程において、(a)対象者取締役のうちスターバックス・コーポレーショングループの役職員を兼務している取締役2名（ジョン・カルバー氏及びジェフ・ハンズベリー氏）及びサザビリーグループの役職員又は元役職員である取締役2名（角田雄二氏及び森正督氏）は、対象者において本取引を検討する作業、スターバックス・コーポレーショングループを相手方とする交渉等に携わっていないこと、(b)対象者は、第二回公開買付けにつき、財務アドバイザーを通じて第二回公開買付けについての対象者の考えを伝える等の方法により、買付け価格がより高いものとなるようスターバックス・コーポレーショングループと複数回の協議及び交渉を重ねたこと、(c)対象者は、対象者及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した法務アドバイザーであるNO&Tを選任し、本件両公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点についての法的助言を受けていること、並びに(d)対象者は第三者委員会を立ち上げ、一般株主に不利益がないか否かについて第三者委員会から答申を受けることという対策を講じており、対象者は、本取引についての手続きの公正性及び適正性を担保するために慎重に対応していること。
- (iii) 第一回公開買付けについては、(a)第一回公開買付けは一般株主及び本新株予約権者による応募は想定されていないこと、(b)一般株主のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付け価格よりも500円（51.8%）高い価格を買付け価格として第二回公開買付けが実施される予定であること。

	第二回公開買付価格については、(a)対象者は、対象者及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した財務アドバイザーであるKPMG FASを対象者の普通株式価値の第三者算定機関として選定し、KPMG FASより、対象者算定書を取得していること、(b)KPMG FASは、対象者算定書において、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価平均法では1,171円～1,399円と、DCF法では852円～1,086円と算定しており、この株式価値の算定につき、KPMG FASが行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、(c)KPMG FASが株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画、本ライセンス契約終了後の想定、その他各種の変数等について、第二回公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は特に見当たらなかったこと、(d)第二回公開買付価格は、対象者算定書において、本取引がなされなかった場合を前提としてDCF法によって算定された1株当たりの株式価値である852円～1,086円に対して、34.9%～71.9%高い水準であること、(e)第二回公開買付価格は、本基準日のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,399円に対して4.7%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,313円に対して11.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,227円に対して19.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となっていること、また、当該プレミアムについては、一般的なスクイーズ・アウト案件における平均的な水準よりも低い水準であると考えられるが、これについては、本取引の提案にあたり、スターバックス・コーポレーショングループが前提としている、対象者がスターバックス・コーポレーショングループの完全子会社とならない限り、本ライセンス契約が平成33年3月31日に期間満了となって更新されないという事情を前提とした場合には、市場株価が現状のものとは異なるものとなる可能性が想定されることが主因と考えられ、そのことを考慮すると、当該プレミアム水準だけをもって第二回公開買付価格に公正性がないとは言えないとの判断に至ったこと、(f)上場以降これまでの対象者の普通株式に係るジャスダックでの取引価格（平成25年10月1日付けの株式分割前であっては、当該株式分割による調整後の取引価格）を上回る価格であること、(g)KPMG FASによれば、本ライセンス契約の終了に際して、本ライセンス契約に規定されているスターバックス・コーヒー・インターナショナルの対象者店舗資産の買取権が行使されることによる売却対価を含む一般株主の皆様への分配金額よりも、本取引により一般株主の皆様が受け取る対価のほうが高い金額となることが想定されていること、(h)第二回公開買付価格は、サザビリーリーグが応募する予定である第一回公開買付価格965円に対して500円（51.8%）高い金額となっており、対象者の大株主であるサザビリーリーグと比しても一般株主は有利な対価を受け取ることができること、(i)利益相反を回避する措置が講じられたうえで、対象者とスターバックス・コーポレーショングループが独立した当事者として複数回協議及び交渉を重ねたうえで決定された価格であること、また、対象者とスターバックス・コーポレーショングループとの協議及び交渉によって、スターバックス・コーポレーショングループからの当初提案価格よりも高い買付価格が第二回公開買付価格として決定されるに至ったこと、(j)平成26年9月11日に、最近の業績の動向等を踏まえ、業績予想の上方修正を行っていることを含め、対象者とスターバックス・コーポレーショングループの交渉が開始された時点以降も、市場に対する情報の開示について恣意的な作為・不作為は認められないこと、並びに(k)本新株予約権に係る買付け等の価格については、第二回公開買付価格と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額であるものの、第二回公開買付けに応募した場合には新株予約権者に対する税務上の取扱いが変更となり、新株予約権者に対し不利益が生じる可能性があること。
--	---

(iv) 対象者から説明を受けた、本件両公開買付けを含む本取引により、(a)本ライセンス契約を更新させ対象者が現在営む事業を継続させることが、対象者の企業価値を長期的に維持・向上させることに繋がるものと考えられ、また、(b)本取引により、スターバックス・コーポレーションの完全子会社となってスターバックス・コーポレーションと完全に一体となって事業を展開することにより、顧客の多様なニーズに迅速に対応することができ、厳しい競争に勝ち抜いていくことが可能となり、対象者の企業価値が向上していくことが期待されているという内容に、特段不合理な点は認められず、本件両公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上するという対象者の判断に特段の不合理はないと認められること。

(v) スターバックス・コーポレーショングループ以外を対象者の株主に対して、本件両公開買付け後、本取引の過程で実施されることが予定されている全部取得条項付種類株式その他の方法による本完全子会社化手続きにおいては、株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両公開買付けの過程において説明・開示されること。

(vi) その他、(a)第一回公開買付期間については、21営業日を設定しているが、これは、第一回公開買付けはサザビリーグのみが応募することが想定される一方で一般株主による応募は想定されていないためであり、対象者の一般株主に本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではなく、対象者株券等について公開買付者以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪うものではないこと、(b)本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」又は「第二回公開買付期間」といいます。）については、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日という比較的長期間に設定する予定とのことであり、かつ、公開買付者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表していることにより、株主の熟慮期間、対抗者の出現の可能性等について配慮がなされていること、及び(c)第一回公開買付期間及び第二回公開買付期間中に対抗者が出現した場合、当該対抗者と対象者が接触することを禁じるような合意は存在しないこと。

なお、対象者取締役会は、第一回公開買付けの開始後、平成26年11月7日時点までの状況を考慮しましたが、第三者委員会の答申内容に影響を与える前提事実の変更はなく、第三者委員会の答申は引き続き有効であると考えているとのことです。

③ 対象者における法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、本件両公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本件両公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した法務アドバイザーであるNO&Tから、本件両公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（全1名）の承認及び監査役全員（全1名）の同意

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、KPMG FAS及びNO&Tによる助言を受けつつ、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本件両公開買付けの買付条件（本件両公開買付けにおける買付け等の価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を含みます。）の妥当性及び本取引の一連の手続きの公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、スターバックス・コーポレーションとの間で、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について、複数回にわたり、慎重に協議・交渉を重ね、上記第三者委員会の答申内容及び対象者算定書の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、平成26年9月24日開催の対象者取締役会において、スターバックス・コーポレーションのグループ・プレジデント及びスターバックス・コーヒー・インターナショナルのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを兼任するジョン・カルバー氏、スターバックス・コーポレーションのプレジデント及びスターバックス・コーヒー・インターナショナルのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを兼任するジェフ・ハンズベリー氏、かつてサザビーリーグの取締役であった角田雄二氏、並びにサザビーリーグの代表取締役社長を兼任していた森正督氏を除く取締役（全1名）の賛成により、①本ライセンス契約を更新させ対象者が現在営む事業を安定的に継続し、対象者の企業価値及び従業員の雇用を将来に亘り維持していくという観点から、本取引は対象者にとって必要かつ有益なものであり、②本取引により、スターバックス・コーポレーションと完全に一体化し、迅速な意思決定のもと統一的な事業戦略を推進することにより、お客様の多様なニーズや市場の変化に素早く対応しお客様を魅了し続け、厳しい競争に勝ち抜いていくことが可能となり、③本取引は、スターバックス・コーポレーショングループにとって日本が重要なマーケットであり対象者の更なる成長の可能性に対する投資であることを意味しており、その支援のもと短期的な業績や株価にとらわれず中長期的な事業の拡大、成長を追求できることにより対象者の企業価値の向上につながると考えられ、④上場に伴って継続的に生じる上場維持コストを削減し、また、管理コストを減少させることができると判断したとのことです。また、第一回公開買付価格については、(i)サザビーリーグと公開買付者との交渉により両社で合意したものであり、第一回公開買付けはサザビーリーグのみが応募することが想定される一方で一般株主の皆様による応募は想定されていないこと、(ii)一般株主の皆様のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも500円（51.8%）高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であること、(iii)本新株予約権に係る買付け等の価格が、第一回公開買付価格と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額であること等を踏まえ、第一回公開買付価格については対象者としての判断を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かは株主及び新株予約権者の皆様の判断に委ねるのが妥当であると判断したとのことです。第二回公開買付価格については、(i)上記「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているKPMG FASによる対象者の普通株式の株式価値の算定結果のうち、本ライセンス契約の終了を前提として算定されたDCF法に基づく算定結果、及び市場株価平均法に基づく算定結果のいずれも上回っていること、(ii)平成26年9月17日に記録した対象者の普通株式の上場来最高値である1,448円を上回っていること、(iii)本基準日のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,399円に対して4.7%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,313円に対して11.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,227円に対して19.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となっていること、(iv)KPMG FASによれば、本ライセンス契約の終了に際して、本ライセンス契約に規定されているスターバックス・コーヒー・インターナショナルの対象者店舗資産の買取権が行使されることによる売却対価を含む一般株主の皆様への分配金額よりも、本取引により一般株主の皆様が受け取る対価のほうが高い金額となると考えられること、(v)第二回公開買付価格は、サザビーリーグが応募する予定である第一回公開買付価格よりも500円（51.8%）高い金額であること、(vi)本項に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、一般株主の皆様への利益への配慮がなされていると認められること、及び(vii)本項記載の利益相反を解消するための措置が採られたうえで、対象者とスターバックス・コーポレーションの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われたうえで決定された価格であること、(viii)本新株予約権に係る買付け等の価格については、第二回公開買付価格と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額であるものの、第二回公開買付けに応募した場合には新株予約権者の皆様に対する税務上の取扱いが変更となり、新株予約権者の皆様に対し不利益が生じる可能性があることから、(i)から(viii)までを踏まえ、第二回公開買付けは、対象者の株主の皆様に対しては合理的な株式の売却の機会を提供するものであるものの、新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については相当と考えるものの、応募推奨を行うことは相当ではないと判断したとのことです。

そして、対象者は、平成26年11月7日開催の取締役会において、第一回公開買付けの開始後、当該時点までの状況を考慮しましたが、対象者算定書や第三者委員会の答申内容に影響を与える前提事実の変更はなく、対象者算定書及び第三者委員会の答申は引き続き有効であると判断したとのことです。対象者取締役会は、同日、ジョン・カルバー氏及びジェフ・ハンズベリー氏を除く取締役（全1名）の賛成により、第一回公開買付けの開始にあたっての対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうちジョン・カルバー氏、ジェフ・ハンズベリー氏、角田雄二氏、及び森正督氏（但し、角田雄二氏及び森正督氏については、その対象者取締役辞任までの期間に限ります。）については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有する者として、上記各取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されていないとのことです。また、利益相反の疑いを回避し、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、いずれも、対象者の立場において、本取引の検討、本取引に関する公開買付者との協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、かつてサザビーリーグの取締役であった吉村秀實氏、サザビーリーグの顧問である榎本幸雄氏、並びにスターバックス・コーポレーションのシニア・ヴァイス・プレジデント並びにエスピーアイのディレクター、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー及びシニア・ヴァイス・プレジデントであるチャールズ・ジェムリー氏（但し、榎本幸雄氏については、その対象者監査役辞任までの期間に限ります。）は、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、上記各取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、上記各取締役会には、それらの監査役を除く対象者の監査役（全1名）が出席し、当該各取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑤ 比較的長期の買付け等の期間及び他の買付者からの買付機会の確保

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しています。公開買付者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の一般株主及び新株予約権者の皆様に本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

(注) G S算定書、並びに関連する財務分析については平成26年9月22日をG S基準日として、対象者の株式価値の財務分析を行ったゴールドマン・サックスから受領している当該分析を行うにあたっての前提条件、検討された事項、及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックスは考慮したいずれの要因又は財務分析についても、何ら特定の重点を置くものではありません。これに関連して、ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーションの同意の下、本件財務予測が、平成26年9月22日時点でのスターバックス・コーポレーションの経営陣の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としました。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析及びG S算定書の作成において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成26年9月22日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社（以下、「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）は、さまざまな個人及び法人顧客のために、アドバイザリー・サービス、引受業務及び融資、プリンシパル・インベストメント、セールス及び売買、リサーチ、投資マネージメント、及びその他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス・グループ並びにその従業員、及びそれらが運営する、又は独自及び第三者と同時投資する、又はその他の経済的利益を保有するファンド又はその他の事業体は、第三者、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エス

シーアイ・ベンチャーズ、サザビーリーグ、公開買付者、対象者及びそのいずれかの関連会社の株式、デリバティブ、銀行ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、及びその他の金融商品、若しくは本取引に関連するいずれかの通貨及び商品につき、常に見取、売却、ホールド、又は議決権行使及びロング又はショートのポジションを持ちまた投資し、積極的に取引し又は取引をさせることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本取引に関しスターバックス・コーポレーションの財務アドバイザーを務め、本取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領することを想定している他（その報酬の主要な部分は第二回公開買付けの完了を条件としています。）、スターバックス・コーポレーションは、ゴールドマン・サックスに対して、ゴールドマン・サックスの一定の経費を支払い、ゴールドマン・サックス及びその関連会社の業務に関連して生じ得る一定の責任について補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、平成25年12月に行われた公募による無担保社債（平成28年12月償還及び平成30年12月償還）の発行（総額7億5,000万米ドル）など、スターバックス・コーポレーション及びその関連会社に対して、随時ファイナンシャル・アドバイザー又は引受業務サービスを提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、将来スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビーリーグ、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社に対してファイナンシャル・アドバイザー又は引受業務サービスを提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う、及びG S算定書を作成するにあたり、特に本公開買付契約、本ライセンス契約、平成13年6月11日付けのサザビーリーグ及びスターバックス・コーヒー・インターナショナル間の株主間契約、対象者の平成26年3月31日に終了した事業年度に至る過去3事業年度の有価証券報告書、対象者の平成26年6月30日に終了した四半期にかかる第1四半期報告書、その他の対象者による株主に対する又は一般に開示した一定のコミュニケーションの記録、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測について検討させて頂きました。また、ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーション及び対象者の経営陣から対象者の過去及び現在の事業、財務状況及び将来の見通しへの評価について話を聞いたほか、スターバックス・コーポレーションの経営陣から本取引の戦略的意義、及び潜在的利益について話を聞きました。上記に加え、ゴールドマン・サックスは、対象者株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場に係る一定の情報を、一定の他の公開会社の類似した情報と比較し、またゴールドマン・サックスが適切と思料したその他の調査と分析を実施し、その他の要因の検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う、又はG S算定書を作成する目的のため、スターバックス・コーポレーションの同意の下、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが協議し又は検討した全ての財務、法務、規制、税務、会計、その他の情報の正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなくこれに依拠し、これを前提としており、かかる情報に関していかなる責任を負うものではありません。これに関連して、ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーションの同意の下、本件財務予測が、当該日時点でのスターバックス・コーポレーションの経営陣の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としました。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者又はその子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価あるいは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。また、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスの分析に大きな影響を与えるような、本取引を完了するために必要な全ての政府、規制機関その他の許認可が、対象者若しくは第二回公開買付けによって得られるであろう便益にとって意味がある負の影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本取引が、本公開買付契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

また、ゴールドマン・サックスによる財務分析、及びG S算定書は、本取引を行うに際してのスターバックス・コーポレーションの経営上の意思決定やスターバックス・コーポレーションがとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本取引の利点について見解を示すものでもなく、いかなる法務、規制上、税務又は会計事項についての見解を示すものでもありません。また、本公開買付契約、若しくは本取引におけるその他のいかなる条項若しくは事象、又は本公開買付契約において企図されている、若しくは、本取引に関連して締結若しくは、修正されるその他全ての契約若しくは法的文書におけるいかなる条項若しくは事象（スターバックス・コーポレーションの本取引の完了後の義務、スターバックス・コーポレーションの各有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとっての本取引又は本公開買付契約に関連して受領される対価の公正性を含みますがこれらに限られません。）、本取引に関連して、スターバックス・コーポレーション、サザビーリー

グ、及び対象者の役員、取締役、従業員等に対して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質、本公開買付契約に基づいて行われる第二回公開買付け又はその他の取引において支払われる公開買付価格の公正性について、ゴールドマン・サックスは、見解を示すものではありません。ゴールドマン・サックスは、対象者若しくはスターバックス・コーポレーションの普通株式のいかなる時点の取引価格についても一切見解を示すものではありません。また、本取引により企図される取引が、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビーリーグ、公開買付者、ないし対象者の支払能力又はその存続能力、若しくはスターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビーリーグ、公開買付者、又は対象者がその債務について期限が到来した場合に支払う能力に対して与える影響についての見解を示すものではありません。ゴールドマン・サックスの第二回公開買付けに係るアドバイザリー・サービスと分析は、スターバックス・コーポレーションの取締役会が第二回公開買付価格を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためのみに行われるものです。ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーション若しくはその取締役会に対し特定の買付価格について推奨したのではなく、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについて推奨したものでもありません。また、ゴールドマン・サックスの分析は、スターバックス・コーポレーションが公開買付者を通して第二回公開買付けを実施するべきか否かに関して推奨を行うものではありません。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びG S算定書について、その一部分の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その分析及びG S算定書を全体として考慮することなく一部分の分析結果又は本書における如何なる要約等を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析及びG S算定書の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスは考慮したいいずれの要因又は財務分析についても、何ら特定の重点を置くものではありません。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
30,375,500 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注3) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行される対象者の普通株式も本公開買付けの対象としております。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等を対象者の普通株式に換算した数は、最大で30,375,500株になります。これは、(i)対象者が平成26年11月10日に提出した第20期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数144,221,700株に、(ii)平成26年9月30日現在の本新株予約権の目的となる株式数153,800株(対象者によれば、平成26年9月30日現在の本新株予約権の目的となる株式数は153,800株とのことです。なお、公開買付者も、対象者の履歴事項全部証明書により対象者の平成26年9月30日現在の本新株予約権の目的たる株式数が153,800株であり、発行済株式総数が144,221,700株であることを確認しております。)を加えた株式数(144,375,500株)から、(iii)本書提出日現在公開買付者が所有する対象者の普通株式(57,000,000株)及びエスシーアイ・ベンチャーズが所有する対象者の普通株式(57,000,000株)を控除した株式数です。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	303,755
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	1,538
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月10日現在）（個）(d)	570,000
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月10日現在）（個）(g)	570,000
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成26年9月30日現在）（個）(j)	1,442,131
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	21.04
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（30,375,500株）に係る議決権の数です。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、平成26年9月30日現在の本新株予約権の目的となる株式数153,800株（対象者によれば、平成26年9月30日現在の本新株予約権の目的となる株式数は153,800株とことです。なお、公開買付者も、対象者の履歴事項全部証明書により対象者の平成26年9月30日現在の本新株予約権の目的たる株式数が153,800株であり、発行済株式総数が144,221,700株であることを確認しております。）に係る議決権の数です。
- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月10日現在）（個）(g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数（平成26年9月30日現在）（個）(j)」は、対象者が平成26年11月10日に提出した第20期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、(i)同報告書に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数144,221,700株に、(ii)平成26年9月30日現在の本新株予約権の目的となる株式数153,800株（対象者によれば、平成26年9月30日現在の本新株予約権の目的となる株式数は153,800株とことです。なお、公開買付者も、対象者の履歴事項全部証明書により対象者の平成26年9月30日現在の本新株予約権の目的たる株式数が153,800株であり、発行済株式総数が144,221,700株であることを確認しております。）を加えた株式数（144,375,500株）に係る議決権の数（1,443,755個）を分母として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

- ① 公開買付代理人
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（株主及び新株予約権者をいい、以下、「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。
- ③ 応募株券等が普通株式の場合の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下、「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。
- ④ 応募株券等が新株予約権の場合の応募に際しては、「新株予約権証券」及び「譲渡承認請求書」をご提出ください。「新株予約権証券」が発行されていない場合には、対象者にて新株予約権証券の発行手続きを行ってください。「新株予約権証券」及び「譲渡承認請求書」の具体的な発行手続きにつきましては、対象者までお問い合わせください。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。
- ⑤ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。
- ⑥ 外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下、「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。
- ⑧ 公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。
- ⑨ 公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続きを行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続きが完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続きには一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。
- ⑩ 公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行される対象者の普通株式も本公開買付けの対象とします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

※ 各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

法人

① 登記簿謄本

② 法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のSMBC日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続き終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	44,500,107,500
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	401,345,000
その他(c)	5,500,000
合計(a)+(b)+(c)	44,906,952,500

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(30,375,500株)に、1株当たりの第二回公開買付価格(1,465円)を乗じた金額です。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。US\$3,500,000.00を、株式会社三井住友銀行が発表した平成26年11月6日現在の電信売買相場の仲値である1米ドル=114.67円にて換算しています。
- (注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。
- (注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
小売業	スターバックス・コーポレーション アメリカ合衆国ワシントン 州シアトル、ユタアベ ニューサウス2401	買付等に要する資金の借入れ (注)	45,000,000
—	—	—	—
計(c)			45,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、スターバックス・コーポレーションより、本公開買付けに係る決済の開始日の前日までに、公開買付者と別途協議のうえ定める具体的な貸付条件（金利・期間等）にて、45,000,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を平成26年11月7日付けで取得しております。なお、公開買付者はスターバックス・コーポレーションの資力について、スターバックス・コーポレーションの直近の財務諸表を確認する方法により確認しております。

(注2) スターバックス・コーポレーションは、スターバックス・コーヒー・インターナショナルの直接の完全親会社であり、公開買付者の最終の完全親会社です。

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
スターバックス・コーポレーションによる出資	15,000,000
計(d)	15,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、スターバックス・コーポレーションより、本公開買付けに係る決済の開始日の前日までに、15,000,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を平成26年11月7日付けで取得しております。なお、公開買付者はスターバックス・コーポレーションの資力について、スターバックス・コーポレーションの直近の財務諸表を確認する方法により確認しております。

(注2) スターバックス・コーポレーションは、スターバックス・コーヒー・インターナショナルの直接の完全親会社であり、公開買付者の最終の完全親会社です。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

60,000,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成26年12月29日（月曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

新株予約権については、応募に際して提出された、前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」④に記載した書類を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等（外国の居住者である新株予約権者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合は、公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	事項
平成26年9月	商号をSolar Japan Holdings 合同会社、本社所在地を東京都港区西麻布二丁目24番22-202号とし、資本金の額10,000円とする合同会社として設立

②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 次の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
 - 1) 小売業
 - 2) 卸売業
2. 前号に付帯または関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有し、管理することを主たる事業の内容としています。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年11月10日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
10,000	—

(注1) 公開買付者は合同会社です。

(注2) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日までに、上記「第1 公開買付要項」「8 買付け等に要する資金」「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、スターバックス・コーポレーションから15,000,000千円を限度として出資を受ける予定です。

④【大株主】

平成26年11月10日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
エスシーアイ・ベンチャー ズ・エス・エル	スペイン、マドリード、カジェ・アル トゥーロ・ソリア263B	—	—
計	—	—	—

(注1) 公開買付者は合同会社ですが、社員は上記1社のみであり、その持分割合は100.00%です。

(注2) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日までに、上記「第1 公開買付要項」「8 買付け等に要する資金」「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、スターバックス・コーポレーションから15,000,000千円を限度として出資を受ける予定です。

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年11月10日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
職務執行者	—	トロイ・アルステッド	昭和38年3月21日	平成16年9月 スターバックス・コーポレーション コーポレート・ファイナンス シニア・ヴァイス・プレジデント 平成19年8月 スターバックス・コーポレーション グローバル・ファイナンス ビジネス・オペレーションズ シニア・ヴァイス・プレジデント 平成20年4月 スターバックス・グレイター・チャイナ チーフ・オペレーティング・オフィサー 平成20年11月 スターバックス・コーポレーション チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー 平成25年9月 スターバックス・コーポレーション グローバル・ビジネス・サービシーズ チーフ・ファイフィナンシャル・オフィサー兼グループ・プレジデント 平成26年2月 スターバックス・コーポレーション チーフ・オペレーティング・オフィサー（現任） 平成26年9月 公開買付者 業務執行社員 職務執行者（現任）	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
職務執行者	—	ジョン・カルバー	昭和35年8月7日	平成10年12月 ネスレ・ユーエスエー フードサービス・ディビジョン、ヴァイス・プレジデント、セールズ 平成14年8月 スターバックス・コーポレーション ヴァイス・プレジデント／ジェネラル・マネージャー、フード・サービス 平成19年1月 スターバックス・コーヒー・インターナショナル・インク シニア・ヴァイス・プレジデント 平成19年1月 スターバックス・コーヒー・アジア・パシフィック・リミテッド プレジデント 平成19年6月 対象者 取締役 平成20年4月 エスビーアイ・ネバダ・インク シニア・ヴァイス・プレジデント 平成21年3月 スターバックス・コーポレーション シニア・ヴァイス・プレジデント 平成21年12月 スターバックス・コーヒー・インターナショナル・インク プレジデント 平成21年12月 エスビーアイ・ネバダ・インク プレジデント（現任） 平成22年6月 対象者 取締役（現任） 平成23年7月 スターバックス・コーポレーション スターバックス・コーヒー・チャイナ・アンド・アジア・パシフィック プレジデント 平成23年10月 スターバックス・コーヒー・インターナショナル・インク エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント（現任） 平成25年4月 スターバックス・コーポレーション スターバックス・コーヒー・チャイナ・アンド・アジア・パシフィック、チャネルディベロップメント・アンド・エマージングブランドズグループ・プレジデント（現任） 平成26年9月 公開買付者 業務執行社員 職務執行者（現任）	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
職務執行者	—	松本 峻	昭和18年10月8日	昭和41年4月 伊藤忠商事東京本社法務部 昭和56年7月 伊藤忠インターナショナル ニューヨーク本社法務部 General Manager 昭和62年5月 住友信託銀行ニューヨーク支 店法務部SVP & General Counsel 平成4年4月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon法律事務 所ニューヨーク事務所パート ナー 平成7年10月 Latham & Watkins法律事務所 東京事務所パートナー 平成21年2月 松本外国法事務弁護士事務所 パートナー（現任） 平成26年9月 公開買付者 業務執行社員 職 務執行者（現任）	—
計					—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は平成26年9月5日に設立された合同会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,140,000 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,140,000	—	—
所有株券等の合計数	1,140,000	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	570,000 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	570,000	—	—
所有株券等の合計数	570,000	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	570,000 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	570,000	—	—
所有株券等の合計数	570,000	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成26年11月10日現在)

氏名又は名称	エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル
住所又は所在地	スペイン、マドリード、カジェ・アルトゥーロ・ソリア263B
職業又は事業の内容	関係会社の株式の保有
連絡先	連絡者 レイサム アンド ワトキンス外国法共同事業法律事務所 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング32階 電話番号 03-6212-7800
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

② 【所有株券等の数】

エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル

(平成26年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	570,000 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	570,000	—	—
所有株券等の合計数	570,000	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
Solar Japan Holdings 合同会社	普通株式	57,000,000株	—	57,000,000株

(注) 上記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(1) 公開買付けの概要」記載のとおり、公開買付者は、第一回公開買付けにより、対象者の普通株式を1株当たり965円で57,000,000株の取得しております。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、エスシーアイ・ベンチャーズが、スターバックス所有株式（57,000,000株、株式所有割合39.52%）を第二回公開買付けに応募しない旨を確認しております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成26年9月24日、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者は平成26年9月24日時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。

そして、対象者取締役会は、平成26年11月7日開催の取締役会において、第一回公開買付けの開始後、当該時点までの状況を考慮しましたが、対象者算定書や第三者委員会の答申内容に影響を与える前提事実の変更はなく、対象者算定書及び第三者委員会の答申は引き続き有効であると判断したとのことです。対象者取締役会は、同日、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けの開始にあたっての対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細、公開買付者及び対象者が本公開買付けの公正性を担保するために行った措置については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」「算定の経緯」をご参照ください。

また、対象者は、本公開買付契約において、第二回公開買付けの決済の開始日までの間、公開買付者の同意を得ることなく対象者の通常業務の範囲を超える重要な行為（法令等の定めに基づくものを除きます。）を行わない旨を合意しています。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）						
月別	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月	平成26年10月	平成26年11月
最高株価（円）	1,123	1,173	1,187	1,300	1,464	1,463	1,461
最低株価（円）	1,066	1,120	1,161	1,180	1,251	1,458	1,459

（注）平成26年11月については、平成26年11月7日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
所有株式数（単位）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月24日 関東財務局長に提出

事業年度 第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月23日 関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年11月10日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書、②の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本書提出日（平成26年11月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を平成26年10月28日に関東財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

スターバックス コーヒー ジャパン株式会社
（東京都品川区上大崎二丁目25番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 配当予想の修正

対象者が平成26年9月24日付けで公表している「平成27年3月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本件両公開買付けが成立することを条件に、平成27年3月期の配当予想を修正し期末配当を行わないこと及び平成27年3月期より株主優待制度を廃止することを決議しているとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。